### 令和6年度第1回群馬県後期高齢者医療懇談会 次第

令和6年12月10日(火) 午後2時30分から 群馬県公社総合ビル1階東研修室

1	開	会	
2	挨	拶	
3	委	員紹介・職員紹介	
4	議	· 題	
(]	L)	広域連合の運営状況について	P. 1
(2	2)	後期高齢者向け健康づくりイベントのチラシについて	P. 11
(3	3)	被保険者証廃止後の取扱いについて	P. 13
(∠	1)	その他	
5	閉	会	

### 群馬県後期高齢者医療懇談会委員名簿

R6年8月現在 (敬称略)

区 分	氏			名	備考
学識経験者	坂	本	和	靖	群馬大学情報学部准教授
	後	閑	千代	き	前橋市
被保険者	荻	原	孝	作	伊勢崎市
	平	山	靖	隆	前橋市
	服	部	徳	昭	群馬県医師会 <sup>(理事)</sup>
医療関係者	高	松	透	浩	群馬県歯科医師会 (副会長)
	原		文	子	群馬県薬剤師会 (副会長)
	岡	Ħ	芳	久	協会けんぽ (全国健康保険協会群馬支部長)
保険者	小	林	和	好	健康保険組合 (健康保険組合連合会群馬連合会常任理事)
	羽	鳥	純	子	国民健康保険 (前橋市国民健康保険課長)

任期:令和6年8月1日~令和8年7月31日

### 令和6年度第1回 群馬県後期高齢者医療懇談会

資 料

群馬県後期高齢者医療広域連合

## 後期高齡者医療制度

### (1) 制度の仕組み

高齢者の医療費が増える中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするため、 75歳(一定の障がいのある人は65歳)以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」が平成20年4月に創設されました。 急速な少子高齢化が進み、

受けられる給付は国民健康保険や会社の健康保険などと概ね同じ。 Oの

患者負担は一般が1割又は2割、 現役並み所得者が3割。



\*\*

(2) 財源構成

「現役世代からの支援金(国民健康保険や

で負担しています。 、「後期高齢者の<mark>保険料</mark>約**1割**」 約**4割**」 (会社などの健康保険) 被用者保険

後期高齢者の医療費について、患者負担を除いた部分を「<u>公費</u>(国・県・市町村)約<u>5割</u>」、

※具体例・・・Aさん(1割負担)が、診療所で1万円の診療を受けた場合

<診療費:1万円>

(国・県・市町村) 4,500円 公費 現役世代からの支援金 3,600円 保険料 田006 患者負担 1,000円

### (3) 制度の運営

「市町村」とで役割分担しています。 لد 「群馬県後期高齢者医療広域連合」 群馬県内の全ての市町村で構成する 制度の運営は、

	事務の分担
	市町村
・資格の認定等に関する管理、保険料の賦課に関する決定	・保険料の徴収、被保険者の資格等に関する申請の受付
・資格確認書等の交付、医療給付に関する決定	・資格確認書等の引渡し・回収
・保健事業の実施	・医療給付、保険料に関する申請等の受付、証明書の交付
・高齢者保健事業と介護予防等の一体的な実施に関する事業の市	・高齢者保健事業と介護予防等の一体的な実施に関する事業の実
町村への委託	拓

## 後期高齢者医療広域連合の状況

# (1)令和5年度後期高齡者医療特別会計決算

(単位:千円)

	M	療養諸費 1療養績	3 年 8 2 年 8 2 年 8 2 年 3 5 年 3 6 5 年 3 6 6 7 7 7 7 8 7 7 8 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8	5審体	高額療養 1高額 2高額: その他医 7弊終	2 德 2	1健康診 2その他	3歯科健	財政安定	特別高額基金積立	諸支出金	田)	総務管理 人件	
[新田]					保険給付費		1健康診 14年第 12年の他	朱健華美質	<b>か</b> 色				事務費	
	増減率(%)	1.3	3.3	5.7	4.2	3.4	15.7	△ 35.4	△ 2.1	16,110.6	18.0	∆ 10.4	57.3	
(単位:千円)	差引	1,089,900	691,933	1,131,065	4,159,080	910,302	298,937	△ 1,576,307	△ 2,045	10,633	24,541	△ 30,262	350,005	
	R5	84,908,233	21,650,771	21,111,182	103,912,693	27,332,484	2,204,648	2,874,984	94,904	10,699	160,814	261,697	961,050	
	R4	83,818,333	20,958,838	19,980,117	99,753,613	26,422,182	1,905,711	4,451,291	96,949	99	136,273	291,959	611,045	
	分	療養給付費負担金 高額医療費負担金 調整交付金ほか	療養給付費負担金 高額医療費負担金	療養給付費負担金	支払基金交付金	保険料 保険基盤安定負担金 (市町村)	準備基金繰入金 一般会計繰入金		保健事業に対する補助 金等(制度事業費補助 金)	その他の事業に対する補助金等	特別高額医療費共同事業交付金	諸収入等(財産収入、諸収入)	事務費負担金	
		Ħ	当	市町村	支払基金	保険料	繰入金	繰越金	H	1	特別高額医	諸収入等(貝	市町村	*
[歳 入]	凶	公費負担 (保険給付	費の 約5割)		現役世代か らの支援 (保険給付 費の 約4割)	保険料等 (保険給付費の 費の 約1割)				か ら き				

	区分	R4	R5	差引	増減率(%)
<b>保險給付費</b>	療養諸費 1療養給付費 2訪問看護療養費 3特別療養費 4移送費 5審查支払手数料 5審查支払手数料 5需發透養費 2高額介護合算療養費 2高額小護合算療養費 2高額小護合算療養費 2個病手当金	247,311,741	255,637,071	8,325,330	3.4
保健事業費	1健康診査費 2その地健康保持増進費 (人間ドック他) 3歯科健康診査費	1,197,748	1,273,881	76,133	6.4
その他	財政安定化基金拠出金	0	0	0	_
	特別高額医療費共同事業拠出金	134,239	158,584	24,345	18.1
	基金積立金	130	129	Δ 1	Δ 0.8
	諸支出金 (国、県、支払基金返還金等)	4,368,430	2,807,323	△ 1,561,107	△ 35.7
事務費	総務管理費 人件費、通信運搬費等	669,105	652,093	△ 17,012	△ 2.5
	수 計	253,681,393	260,529,081	6,847,688	2.7
	歳入歳出差引	4,744,984	4,955,078	210,094	4.4

### ■一人当たり保険給付費

増減率(%)

9,304 差引

321,171 35

311,867 7

被保険者数

麼

卅

(単位:人)

■被保険者数の推移(各年度末数)

4.4

年度	R4	R5	差引	増減率(%)
一人あたり保険給付費	793,004	795,953	2,949	0.4
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				

(単位:円)

# ■準備基金残高の推移(翌年度7月末現在)

(単位:千円)

年度	R4	82	差引	<b>唱</b> 瀬 平 (%)
準備基金残高	7,775,966	7,551,447	△ 224,519	△ 2.9

滞納繰越分

仙

現年分

■決算の概要 <総括> 「歳入歳出差引は前年度比+210,094干円(+4.4%)となった。また、保険給付費の伸びに対して財源補填する準備基金残高は∆224,519千円(∆2.9%)となった。 <歳入の特徴> ・前年度と比べて、国県市町村の公費負担及び支払基金交付金が増加した。

0.02% 0.46% △ 0.01%

> 37.23% 99.29%

差引

R5

R4

年

■保険料の収納率の推移

99.63% 36.77% 99.30% ⇒歳出の保険給付費が増加したことによる。

・保険料の伸び(+3.4%)>被保険者数の伸び(+3.0%)

<歳出の特徴>

・保険給付費の伸び(+3.4%)>被保険者数の伸び(+3.0%) ⇒団塊の世代の加入による被保険者数の増(+3.0%)に加え、一人当たり保険給付費が前年度比+2.949円(+0.4%)となったため。

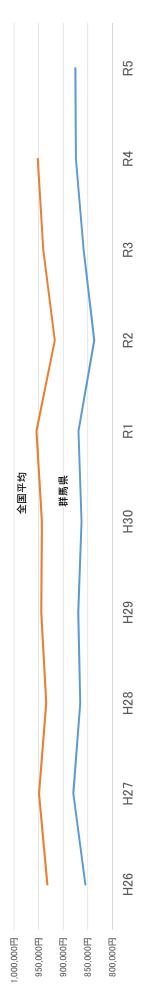
# (2)一人当たり医療費の推移(全国平均・群馬県)

診療報酬改定(H28、H30、R2、R4の偶数年度のマイナス改定)の影響により隔年で増減を繰り返しながら85~87万円前後で推移しているが、

広域連合発足当初の<u>H20年度(=779,495円)と比較すると約12.3%増加</u>している。 また、全国順位は30~33位で推移。(厚生労働省の年報より)

R5		875,191円	0.1%	I		I	ı
R4		874,070円	1.8%	33位		951,767円	1.2%
R3		858,693円	2.7%	33位		940,512円	2.6%
R2		836,266円	▲3.7%	31位		917,124円	<b>▲</b> 3.9%
R1		日662,898	0.7%	32位		954,369円	1.2%
H30		862,667円	₩0.8%	32位		943,082円	<b>A</b> 0.2%
H29		869,308円	0.5%	31位		944,561円	1.1%
H28		865,294円	<b>▲</b> 1.6%	30位		934,547円	<b>▲</b> 1.5%
H27		879,391円	2.9%	30位		949,070円	1.8%
	排馬県	一人当たり医療費	増加率	【全国順位】	全国平均	一人当たり医療費	増加率

# 1人当たり医療費(全国平均・群馬県)



### (3)被保険者数の推移

令和4年度以降、団塊の世代が被保険者となることにより、 **会和4年度から会和7年度にかけて+3%台と高い増加率で推移することから、** 

※R6~914、群馬広域独自推計値

被保険者数の増による保険給付費の大幅な増加が見込まれる。

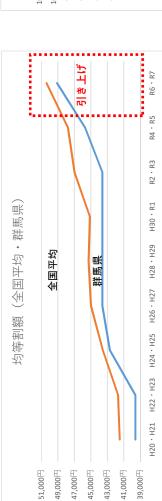
				4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	%0:0	
R9	350,723人	1.8%				\$30. \$40.			R9
R8	344,513人	2.3%			2.3%				R8
R7	336,915人	3.0%		3.0%					R7
R6	327,108人	3.3%		3.3%					R6
R5	316,720人	3.3%	年間平均被保険者数及び増加率。	3.3%					R5
R4	306,669人	3.6%	年間平均被	20.0	\				R4
R3	296,124人	1.1%	••			1 1%			R3
R2	292,944人	%6.0					% % %		R2
R1	290,390人	2.4%			2.4%	/	/		R1
	年間平均 被保険者数	増加率		380,000人	360,000	340,000 k	300,000人	280,000人	

# (4)保険料率の推移(全国平均・群馬県)

保険料率は2年に1度、見直すことになっており、これまでに、**第3期と第4期に引き上げた後、据え置いてきたが、第8期は4期***ぶ***りに引き上げを行った。** 

現在の第9期の保険料率は、<u>全国平均</u>(均等割額:50,389円、所得割率:10.21%)<u>を下回っている。</u>

	第1期(H20·H21)	第2期(H22·H23)	第3期(H24·H25)	第4期(H26・H27)	第5期(H28·H29)	第6期(H30·R1)	第7期(R2·R3)	第8期(R4·R5)	第9期(R6·R7)
馬県		据え置き	<b>引き上げ</b>	引き上げ	据え置き	据え置き	据え置き	引き上げ	引き上げ
等割額	39,600円	39,600円	42,700円	43,600円		43,600円	43,600円	45,700円	49,100円
所得割率	7.36%	7.36%	8.48%	8.60%	8.60%	8.60%	8.60%	8.89%	10.07%
国平均									
]等割額	41,500円	41,700円	43,550円	44,980円	45,289円	45,116円	46,987円	47,777円	50,389円
割率	7.65%	7.65%	8.55%	888%	%60'6	8.81%	9.12%	9.34%	10.21%





# (5)後期高齢者負担率の推移

代1人当たりの負担の増加分の1/2の割合で引き上げる方法となっており、現役世代の負担が年々大きくなっている。このため、<u>R6・7年**度の保険料から、後期高齢者**</u> 後期高齢者負担率は、高齢者が保険料で負担すべき割合として国が定めるもので、現行の後期高齢者負担率の設定方法は、現役世代人口の減少による現役世

	ה ה ה
	0
われた。	6
定の見直しが行わ;	0011 0011
司じになるよう設	2011
支援金の伸び率が同じになるよう設定	1011
1人当たりの支援	0011
)保険料と現役世代	7011
1人当たりの保	

R6•R7	12.67%	0.95		1		R6 · R7
R4•R5	11.72%	0.31	後期高齢者負担率			R4 · R5
R2 • R3	11.41%	0.23				R2 • R3
H30•R1	11.18%	0.19				H30·R1
H28•H29	10.99%	0.26	後期高齢者負担率	午ん描む	日7日イン-	H28 · H29
H26·H27	10.73%	0.22			Ŧ	
H24·H25	10.51%	0.25				H24 · H25
H22·H23	10.26%	0.26				н22 · н23
H20•H21	10.00%					H2O·H21 H22·H23 H24·H25 H26·
	後期高齢者負担率	増加ポイント		13.00%	12.00%	10.00%

# (6)保険料率見直し時における保険料上昇抑制のため活用できる基金額の推移

を活用して対応し、第4期(H26・H27)の引き上げ以降は保険料率を据え置くことができてきたが、第8期(R4・R5)における上記(5)の後期高齢者負担率の上昇に加 2年ごとに保険料率を見直す際は、まず2年間の医療給付費等を見込み、それに対応できるよう算定する。これまで、**被保険者の負担を抑制するために保有基金** え、(2)の一人当たり医療費、(3)の被保険者数が大幅に増加する中、保険料上昇抑制のために活用できる基金額が不足する見通しとなり、(4)のとおり、第8

R6.R7	R4 • R5	R2.R3	H30•R1	H28•H29	H26•H27	H24•H25	H22•H23
	5用した基金額	保険料率の上昇抑制のために活用した基金額	保険				
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		⟨基金焼膏 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		·残高	保険料率見直し前年度末基金残高	保險	
		めに活用した基金額	見直し前年度末現在高と保険料上昇抑制のために活用した基金額	直し前年度末現在高と	保険料見直し時における見配	保險業	
※1000万円以下四格五人							

# (7) 医療給付費等準備基金残高の推移

上記(6)の保険料上昇抑制のために活用できる基金額を担保する準備基金保有残高の状況は下記のとおりであるが、被保険者数の急増に加えて、

一人当たり医療費も上昇している状況であり、令和5年度決算剰余金積立後の7月末現在高は、前年度から2.2億円減少した。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
決算剰余金 積立後現在高	6,360,510,369円	6,435,284,995円	6,351,637,130円	6,720,543,293円	720,543,293円 6,313,843,278円 7,946,081,633円 7,811,547,048円	7,946,081,633円	7,811,547,048円	7,775,965,647円	7,551,446,966円
增減額	79,299,670円	74,774,626円	△ 83,647,865円	368,906,163円	368,906,163円 △ 406,700,015円 1,632,238,355円 △ 134,534,585円	1,632,238,355円	△ 134,534,585円	△ 35,581,401円	△ 35,581,401円 △ 224,518,681円

		·····	□ 浸 ジ			R5
		会・2年日 浜小	平3.2.21局			R4
						R3
						R2
7月末現在高						R1
決算剰余金積立後の7月末現在高						H30
						H29
						H28
						H27
						H26
	80億円	10900000000000000000000000000000000000	40億円	20億円 —	0億円	

期は4期ぶりに保険料率の引き上げを行い、第9期も引き上げとなった。

# (8)保険者インセンティブ交付金の推移

保険者インセンティブ交付金とは、広域連合による被保険者に対する予防・健康づくりの取組や医療費適正化の事業実施を支援するため、100億円を予算規模とし、 保健事業等の評価指標の得点及び被保険者数により按分して交付されるもの。

令和4年度に事業指標の変更が行われたことや、全国的にも取組が進んできたことなどから実績額、順位ともに下がってしまったため、令和5年度は重症化予防及び 服薬指導等に注力し、実績額、順位とも上昇した。 令和6年度は再度事業指標の変更が行われたこと等により、実績額、順位ともに大幅に下落した。

				交付年度			
		R2	R3	R4	R5	R6	
インセン	インセンティブ交付金実績額	185,667,000円	月000'068'161	172,584,000円	181,974,000円	148,042,000円	田000'
全国順	順位	17位	24年	20位	9位		43位
獲得点	獲得点数/滿点	97/130	121/130	100/120	116/134		89/132
共通①	健診の実施及び健診結果を活用した取組	L/L	L/L	L/L	1/1		L/L
共通②	歯科健診の実施及び健診結果を活用した取組	L/L	L/L	L/L	L/9	l	1/7
共通③	重症化予防の取組 ★	1/21	19/21	6/10	10/10		4/10
共通(4)		7/2	L/L	8/8	4/8	<b>4</b>	4/8
共通⑤	共通⑤  適正受診・適正服薬 <・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1/1	L/L	9/0	2/2		2/2
半通⑥	後発医薬品の使用割合・使用促進	L/9	L/L	L/L	L/L		L/L
固有①	データヘルス計画策定状況	4/4	4/4	2/2	2/2		3/3
固有(2)	高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施 (ハイリスクアプローチ 高齢者に対する個別支援)			9/15	9/15		4/15
) : [	高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施 分子は獲得点数	11/21	14/21				
固有③	高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施 (ポピュレーションアプローチ 通いの場等への積極的な関与)			8/8	8/8		8/9
)	専門職の配置等体制整備	10/10	10/10			<i> </i>	
固有4	一体的実施、地域包括ケアの推進			15/15	15/15		13/15
田村	専門職の配置等体制整備、市町村後方支援の実施			10/10	10/10		1/1
回	地域包括ケア推進の取組	2/8	8/8			<i> </i>	
固有⑥	第三者求償の取組	9/9	9/9	9/9	9/9		9/9
実施事	実施事業に対する評価の有無(H30から評価指標へ追加)	20/20	20/20	15/20	20/20	_	15/20
実施事	実施事業等のアウトカム指標(R5から評価指標へ追加)				7/14		1/14

※R4年度から指標(固有②~⑤)及び配点(共通③~⑤、固有①~⑤)について一部変更となりました。上段が新指標、下段が旧指標となります。 ※R5年度から実施事業等のアウトカム指標が追加されました。

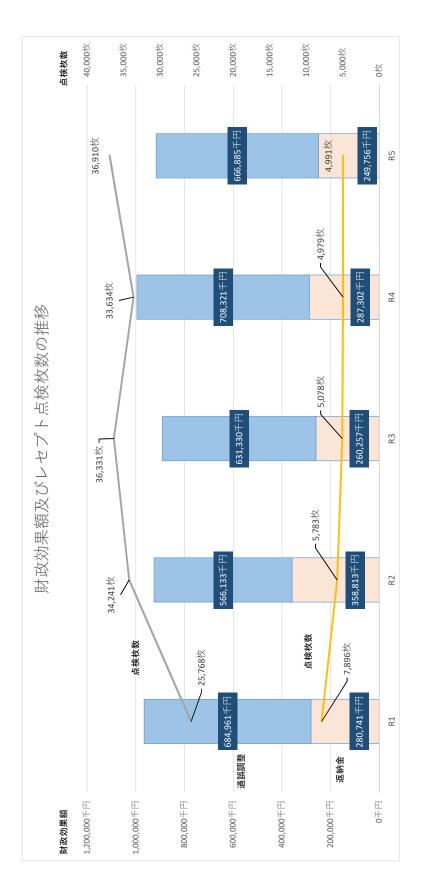
「重症化予防の取組」、「高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施(ハイリスクアプローチ)」、「実施事業等のアウトカム指標」 **の獲得点数が少ない**ため、一人当たり医療費の減少に繋がる取り組みを強化し、交付金の増額に努める必要がある。

# (9)医療費等の適正化のための取組状況

### <①しセプト点検>

レセプトの貨格点検及び内容点検の実施により、過誤調整を行うことで、下記のとおり<u>財政効果が生じている</u>。

	R1	R2	R3	R4	R5
財政効果額	965,702千円	924,946千円	891,587千円	995,623千円	916,641千円
(点検枚数)	(33,664枚)	(34,241枚)	(41,409枚)	(38,613枚)	(41,901枚)
過誤調整	684,961千円	566,133千円	631,330千円	708,321千円	666,885千円
( 点検枚数 )	(25,768枚)	(34,241枚)	(36,331枚)	(33,634枚)	(36,910枚)
返納金	280,741千円	358,813千円	260,257 千円	287,302千円	249,756千円
(点検枚数)	(7,896枚)	(5,783枚)	(5,078枚)	(4,979枚)	(4,991枚)



# (9)医療費等の適正化のための取組状況

# く②ジェネリック医薬品使用促進>

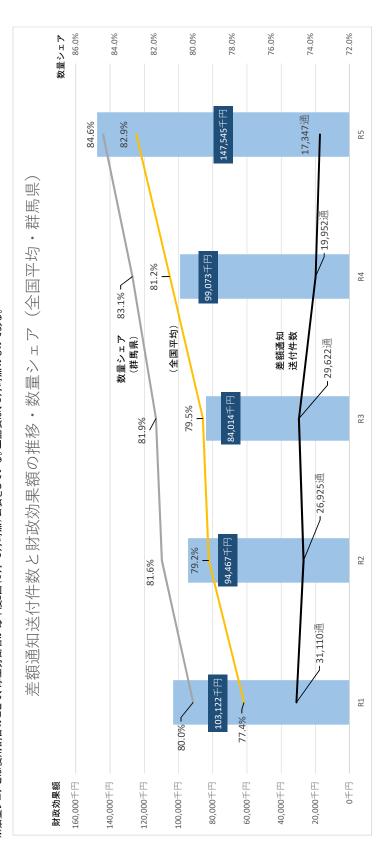
被保険者にジェネリック医薬品へ切り替えた場合の自己負担額の差額を通知するなど、**ジェネリック医薬品がより安価**であることの周知を行い、 **被保険者及び保険者の医療費負担分の軽減**を図っている。

### [実施内容]

- ・保険証一斉更新時にリーフレットや広域連合HPなどに案内を掲載
- ・新規の保険証郵送時に「ジェネリック医薬品希望カード」を同封するとともに、希望者には市町村窓口で配布
- ・ジェネリック医薬品利用差額通知の送付(R5実績:年2回、合計17,347通を送付)

	LX	R2	R3	R4	R5
財政効果額	103,122千円	94,467千円	84,014千円	99,073千円	147,545千円
差額通知送付件数	31,110通	26,925通	29,622通	19,952通	17,347通
数量シェア	80.0%	81.6%	81.9%	83.1%	84.6%
(全国平均)	(77.4%)	(79.2%)	(79.5%)	(81.2%)	(82.9%)

※数量シェアとは使用割合のことで、厚生労働省が毎年度2回(9月・3月時点)公表をしている。上記表は、3月時点のものである。



# 3 後期高齢者医療制度の今後の動向

### 1)国の動向

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の成立(令和5年5月19日公布)による 後期高齢者医療制度への影響は次のとおり。

# ① 後期高齢者負担率の設定方法の見直し

高齢者の保険料は1.2倍の伸びにとどまり、大きく乖離したため、合和6年度以降、高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸びが同じになるよう設定 率の<u>上昇要因となる</u>。令和5年度までの後期高齢者負担率の設定方法は、現役世代人口の減少による現役世代1人当たりの負担の増加分の1/2の割合 で引き上げる方法となっていた。制度導入以降、現役世代の負担が大きく増加し、制度創設時と比べて、現役世代の支援金が1.7倍の伸びに対し、 後期高齢者負担率とは、2 (5)にもあるとおり、高齢者が保険料で負担すべき割合として国が定めるもので、<u>後期高齢者負担率の上昇は、</u> 方法が見直され、<u>令和6·7年度は、後期高齢者担率が大幅に増加した。</u>

### 【激変緩和措置の内容】

- ・均等割額は、制度改正に伴う増加が生じないようにすることとし、約6割の方(年金年収153万円相当以下の方)は制度改正に伴う負担増が生じないよう対応。
- 所得割額についても、約12%の方(年金収入153万円~211万円相当以下の方)は、令和6年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないよう対応。

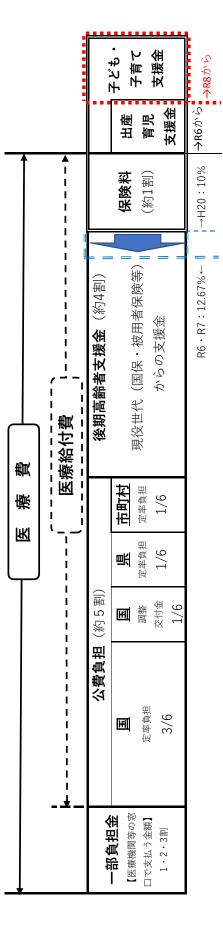
# ② 出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入

少子化を克服し、子育て世代を全世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入する。 後期高齢者医療制度の支援金の支援割合を対象額の7%に設定された。支援金は、各広域連合の被保険者数により按分することとしている。

### 【激変緩和措置の内容】

・出産育児一時金に対する高齢者の支援を令和6・7年度は1/2とし、負担増を抑制。

# ◎後期高齢者負担率の上昇と保険料、出産育児支援金の関係イメージ



後期高齢者負担率の上昇は保険料率の上昇要因

## (2) 目指すべき方向性

異次元の少子化及び超高齢化社会において、今後も安定した後期 高齢者が介護などを必要とせず、様々な場面で活躍できるよう高 高齢者医療制度を維持・運営していくためには、1人でも多くの 齢者の健康寿命を延伸させることが更に重要となる。

### このままでは 保険料率上昇リスク は高まる は高まる は高まる 世産育児支援金 後期高齢者負担率の上昇 被保険者数の急増 一人当たり医療費の増加 など

取組強化

### 保健事業の推進

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施 事業の推進 (高齢者保健事業を強化し重症化を予防する)

### ●給付の適正化

- · 的確なレセプト点検の実施 · ジェネリック医薬品の使用促進
- 上記の取組を強化することで、 後期高齢者の健康寿命を延ばし、 一人当たり医療費の増加を抑制する
- ことが重要

### 75歳からの健康ぎ

群馬県公会式 一 いんじん

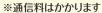
「G-WALK+」の ラジオ体操機能 利用してポイントをもらおう」

毎日の健康づくりの取り組みでポイントがたまります。 たまったポイントは抽選で特典と交換することができます。



### 令和7年







### 令和6年4月1日時点で75歳以上

※参加いただくには、群馬県公式アプリ「G-WALK+」のアプリを インストールする必要があります。



### アプリのラジオ体操機能について

- 動画を見ながらラジオ体操を実施できます。
- 1810 10Pを獲得できます。







期間中に多く参加した

はアプリ内で表彰します

※表彰では該当の方のアプリ内 ニックネームをお知らせします。

冬の健康づくりとして ラジオ体操をしませんか。

群馬県後期高齢者医療広域連合 🦝 027-256-7113

群馬県前橋市大渡町1丁目10番地7 群馬県公社総合ビル6階





### 群馬県 公子は インストール方法

### iPhone版

App Store からダウンロード



### Android版





※IOSはヘルスケア、AndroidはGooglefitが必要となります。一部機種は対応しておりません。

- ※「ヘルスケア」= IOSにて歩数を連携するためのアプリ
- ※「Googlefit」= Androidにて歩数を連携するためのアプリ
- <G-WALK+事務局> TEL: 0570-077-122 (平日9:00~18:00)

事業運営:フェリカポケットマーケティング株式会社

### iPhone版アプリ



インストールが完了したら、 トップ画面で『新規登録』を 押します。



チュートリアルが表示され





利用規約に同意します。 プライバシーポリシーに同意します。

登録

項目に沿って必要事項を入力します。

~体重を減らしたい場合の考え方~ ・現在の体重からマイナス3%程度が目安 ※1~3%減量で、血中脂質やHbA1c、肝機能 が改善し、3~5%減量で、血圧、尿酸、空腹時 血糖値が改善すると言われています。

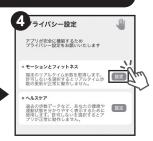
※急激に体重を落とすと身体に負担がかか るので注意しましょう!

※BMI22程度が生活習慣病などになりにく いと言われています。

体調などとも合わせて無理のない目標を設 定しましょう。

### 【目標歩数】

平均歩数+1000歩を目標歩数とすることを 推奨しています。



プライバシー設定を行いま す。「モーションとフィット ネス」の「設定」を押します。



モーションとフィットネス のアクティビティアクセス のダイアログが表示された ら『OK』を押します。



次に「ヘルスケア」の『設定』 を押します。



ウォーキング+ランニング の距離、歩数を『ON』にし、右 上の『許可』を押します。



④~⑦の設定が完了したら 画面下の『OK』を押します。



通知送信ダイアログが表示 されたら『許可』を押し、登録 が完了です。

※歩数連携は诵信状態や機種によ って遅くなることがあります。

### Andoroid版アプリ 登録手順(1~10)

Android版はGoogle Fitのインストールも必要になります。G-WALK+のインストール時にGoogle Fitのイ ンストールも案内されますので、画面表示に従ってインストールをお願いします



G-WALK+を開きます。 Google Fitとの連携確認画 面が表示されたら「確認」を 押します。



Google Fitが起動します。 ホーム画面が表示されていることを確認し、G-WALK+ に戻ります。



位置情報へのアクセス許可 のダイアログが表示された ら『許可』を押します。



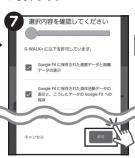
ご利用のGoogle Fitアカウ ントを選択します。 ※アカウントが同一でない と歩数が連携されません。



「権限の付与(1/2)」が表示さ れたら『許可』を押します。



「権限の付与(2/2)」が表示さ れたら『許可』を押します。



選択内容の確認画面が表示され たら、チェックがついているこ とを確認し『許可』を押します。



新規登録ボタンをタップし



チュートリアルが表示され ます。



項目に沿って必要事項を入 力するとアプ2を始められ

### 被保険者証等廃止後の取扱いについて

### 1 令和6年12月1日までに発行したもの

被保険者証等(限度額適用認定証等を含む。)は、券面に変更のない場合は、記載の有効期限(令和7年7月31日)まで使用できます。

### 2 令和6年12月2日以降に発行するもの

後期高齢者医療制度においては、暫定的な運用として、令和7年8月の更新まで、75歳年齢到達等の新規加入者や券面情報に変更が生じた方及び被保険者証の紛失等に伴い再発行を申請する方について、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全ての方に「資格確認書」を発行します。→別紙1

### 3 限度額適用・標準負担額減額認定証等について

認定証についても廃止されます。保険医療機関等においてオンライン資格確認等 システムによる確認、または申請により資格確認書(任意記載事項あり)に併記す ることになります。

なお、長期入院該当の認定については、現行と同様に申請が必要です。

### 4 特定疾病療養受療証について

特定疾病に係る診療を受ける場合のみ提示することも想定し、受療証の交付については継続します。現行と同様に申請が必要です。なお、現在発行されているものは、有効期限はありませんので引き続き使用できます。また、申請により資格確認書(任意記載事項あり)に併記することも可能です。

### 5 有効期限について

資格確認書については、現行の被保険者証と同様に原則1年(翌年7月31日)です。特定疾病療養受療証については、現行と同様に有効期限はありません。

### 6 広域計画の変更について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行(被保険者証等の廃止)に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律等の法令や広域連合規約が改正されるため、群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画においても文言整理を行います。

### →別紙 2

### 別紙1

### ○資格確認に用いる書類

現行	廃止後
・被保険者証	・マイナ保険証 又は 資格確認書

<sup>(</sup>注)・現行の被保険者証は、券面に変更のない場合は、記載の有効期限(令和7年7月31日)まで使用できます。

### ○現行の被保険者証に併せて用いる書類の今後の取り扱い

現行		廃止後
光1」	マイナ保険証の場合	資格確認書の場合
・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担 額減額認定証	なし	・資格確認書(任意記載事項あり)
• 特定疾病療養受療証	74 0	<ul><li>資格確認書(必須記載事項のみ)</li><li>+特定疾病療養受療証</li></ul>
· 付足沃州源食文原証		又は
		・資格確認書(任意記載事項あり)

- (注)・資格確認書の任意記載事項は申請により記載されます。
  - ・新たに長期入院該当、特定疾病該当の認定を受けたい方は、お住まいの市町村で申請が必要です。

### ◎資格確認書(みほん)

で記載される項目

### 後期高齢者医療資格確認書 有効期限令和 7年 7月31日 交付年月日令和 7年 1月 1日 被保険者番号 07211295 前橋市大渡町1丁目10番地7 保 性 別 氏 名 広域 太郎 者 生年月日 昭和14年 4月12日 平成26年 4月12日 資格取得年月日 負 担 割 合 発 効 期 日 平成26年 4月12日 限 度 区 分 発 効 期 日 令和 4年10月 <u>1</u>日 【任意記載事項】あり 長期入院該当日 特定疾病区分 区分A 発 効 期 日 令和 4年 6月 1日 保険者番号 3 9 1 0 2 0 1 7 並びに保険 群馬県後期高齢者医療広域連合 者の名称及

【任意記載事項】

○<u>限度区分・発効期日</u>

限度区分は、現役Ⅲ、現役Ⅱ、現役Ⅰ、 一般Ⅱ、一般Ⅰ、区Ⅱ、区Ⅰ、区Ⅰ老、区Ⅰ境

○長期入院該当日

長期入院日数届書により届出が必要

○<u>特定疾病区分・発効期日</u>

特定疾病認定申請が必要

特定疾病区分は、人工透析「A」、血友病「B」、  $HIV \Gamma C$ 

なお、「特定疾病療養受療証」の交付は継続します

(注)発行期日は、年度ごとではありません

### 別紙2

群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の変更について

### 1 変更の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律等の法令や広域連合規約が改正されるため。

### 2 主な変更内容

広域連合規約改正に関する内容の文言整理等を行う。

### 3 変更年月

令和6年12月

### 群馬県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の変更 新旧対照表

	新				旧	
6 広域連合	及び関係市町村が行	う事務		6 広域連合	及び関係市町村が行	う事務
広域連合及	び関係市町村は、高	齢者の医療の確保に		広域連合別	及び関係市町村は、	高齢者の医療の確保
関する法律及	び同法に基づく命令	に基づき行うものと		に関する法律	聿に規定する事務の	うち、規約第4条に
された事務及	びそれに付随する事	務を行うものとしま		掲げる事務を行うものとします。その主な事務内容		
す。その主な	事務内容は、別表の	とおりです。		は、別表のとおりです。		
別表			1	別表		
区分	広域連合が行う	関係市町村が行う		区分	広域連合が行う	関係市町村が行う
	事務	事務			事務	事務
被保険者	・75 歳以上の者	・被保険者の資格		被保険者	・75 歳以上の者	・被保険者の資格
の資格管	の資格管理	に関する申請の		の資格管	の資格管理	に関する申請の
理に関す	・65~74 歳の者	受付		理に関す	・65~74 歳の者	受付
る事務	の被保険者認定	・資格確認書等の		る事務	の被保険者認定	・被保険者証の引
	• 資格確認書等	引渡し			・被保険者証の	渡し
	の交付、回収	・資格確認書等の			交付、回収	・短期証等の引渡

・短期証等の発

・被保険者証等の

返還の受付

行

返還の受付

### 後期高齢者医療懇談会設置要綱

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の運営に関し、幅広く意見を聴取するため、後期 高齢者医療懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(委員)

- 第2条 懇談会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 被保険者を代表する者
  - (3) 医療関係者 (保険医、保険歯科医及び保険薬剤師)
  - (4) 医療保険者を代表する者
  - (5) その他広域連合長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

- 第3条 懇談会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 座長は、懇談会の会務を総理する。

(招集)

第4条 懇談会は、事務局長が招集する。

(意見の聴取等)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、そ の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、 座長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月28日から施行する。

### 会議運営の取り扱いについて

- 1 事務局は、懇談会の議事概要を、懇談会の開催の都度作成し、配布資料と併せて、広域連合ホームページ上で公開する。
- 2 議事概要は要点筆記とし、発言者名を記載しない。
- 3 代理出席は、認めない。